

令和6年4月17日

精神科 継続処方受診患者様 各位

独立行政法人労働者健康安全機構
釧路労災病院 院長 篠原 信雄

精神科処方の対応可能期間終了のお知らせ

平素より当院の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年6月30日の精神科の休診により、皆様には大変ご不便をお掛けしております。釧路管内の精神科医療機関の新規受け入れが3ヵ月～半年待ちとの状況を鑑み、転院調整期間の特例措置として、当院での処方継続に対応して参りました。しかしながら、精神科医師不在という状況下での長期にわたる処方は困難である為、対応期日を「令和6年6月28日(金)」と定めさせていただきます。その為、転院調整中の患者様につきましては、終了日までの受診先確保をよろしく願いいたします。依然として、管内の精神科医療のひっ迫する状況が続いており、他院受診日に都合が合わず、予約再調整となり、更に数か月待ちとなる場合もございますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。なお、受診調整が間に合わない患者様につきましては、他の医療機関への紹介等の対応を検討させていただきますので、紹介希望につきましては、地域医療連携総合センター（連絡先:0154-22-7191）までお申し出ください。また、このたびの決定に関しご不明点等ございましたら、医事課 医事係長 中川（連絡先:0154-22-7191 内線 7033）、または医事課長 及川（連絡:0154-22-7191 内線 7127）までご連絡をお願いいたします。

以上何卒よろしくお願い申し上げます。